





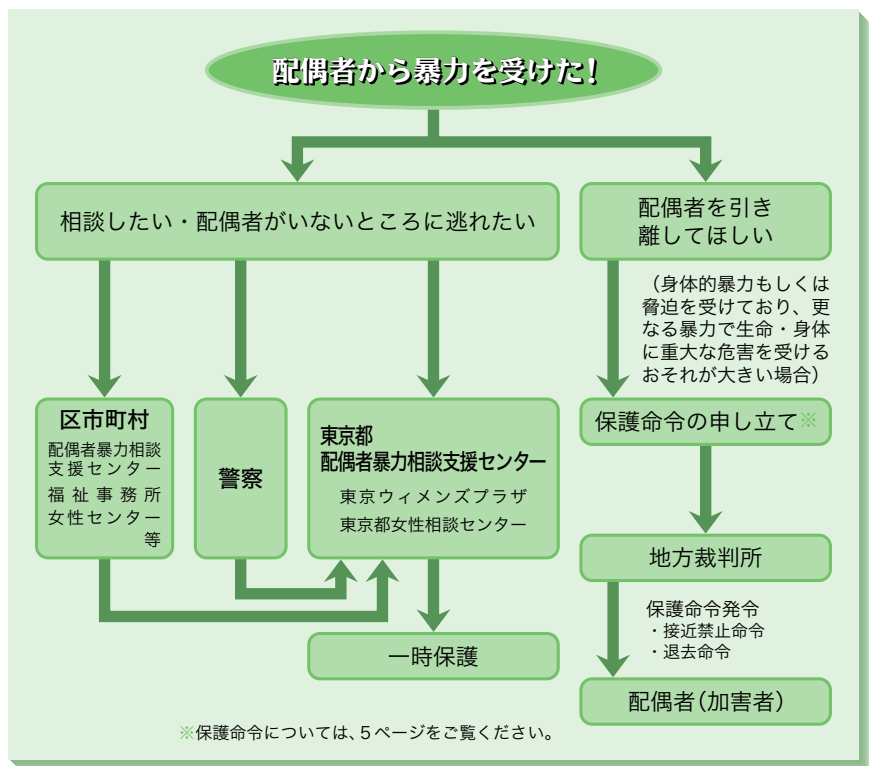


# 「配偶者暴力防止法」は、 どのような法律ですか？

平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための法律です。

この法律に基づき、各都道府県等の「配偶者暴力相談支援センター」において、配偶者暴力の相談や被害者の一時保護を行うほか、被害者等を保護する「保護命令」の仕組みが設けられています。

平成19年には、さらなる保護命令制度の拡充などを内容とする法改正が行われ、平成20年1月から施行されています。



# 配偶者暴力相談支援センターは、 どのようなことをしてくれるのですか？

東京都では、「東京ウィメンズプラザ」と「東京都女性相談センター」が配偶者暴力相談支援センターの役割を担っています。

配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者の暴力に悩んでいる被害者からの相談を受け、助言や必要な情報の提供などを行っています。また、暴力から逃れたい被害者の一時保護を行っています。

## 配偶者暴力相談支援センターは こんな支援をしています

- ★相談（または相談機関の紹介）
- ★一時保護（被害者及びその同伴家族）、一時的な安全の確保
- ★被害者の心身の健康を回復させるための指導（カウンセリングなど）
- ★被害者の自立を支援するための情報提供、助言、連絡調整などの援助
- ★保護命令制度の利用についての情報提供、助言、連絡などの援助
- ★被害者を保護する施設の利用についての情報提供、助言、連絡調整などの援助

## 相談電話番号

東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
東京都女性相談センター	03-5261-3110
東京都女性相談センター多摩支所	042-522-4232

# 保護命令とは、 どのような制度ですか？

身体的暴力もしくは脅迫を受けた被害者からの申立てを受けて、裁判所がさらなる配偶者からの暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害が加えられるおそれ大きいと判断した場合に、保護命令が発令されます。

保護命令は「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

## 接近禁止命令

加害者が被害者の身边につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかにすることを禁止する命令です。

《対象者》

- ・被害者及び同居する未成年の子
- ・危害を被る恐れがある被害者の親族・知人等(本人の了承が必要)

(期間は6ヶ月です。)

## 退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

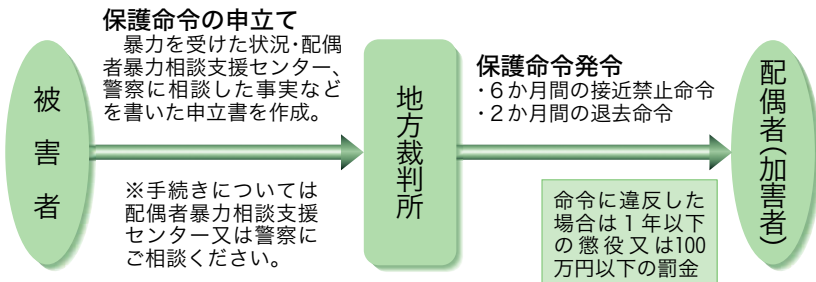
(期間は2ヶ月です。)

それぞれの命令は、同時に申し立てることも、どちらか一方だけを申し立てることもできます。また、接近禁止命令を申し立てるとき、必要に応じて、被害者は以下の行為の禁止も併せて申し立てることが出来ます。

## 接近禁止命令と併せて申し立てられる禁止行為

- 面会の要求
- 行動の監視に関する事項を告げること等
- 著しく粗野・乱暴な言動
- 無言電話、連続しての電話、ファクシミリ、電子メール(緊急やむをえない場合を除く)
- 夜間(22時から6時までの)電話、ファクシミリ、電子メール(緊急やむをえない場合を除く)
- 汚物・動物の死体等著しく不快又は嫌悪の情を催させるものの送付
- 名誉を害する事項を告げること等
- 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書、図画の送付等

## 保護命令手続きのながれ



※保護命令の対象になるケースかどうかは、裁判所が判断します。

# 一人で悩まず相談を

配偶者からの暴力を、自分一人で何とかしようとして、悩んでいませんか。あなたや子どもの安全を第一に考え、誰かに相談をしてはいかがでしょうか。

「配偶者暴力相談支援センター」や警察、区市町村などの公的な相談機関があります。これらの相談機関は無料で相談を受け、プライバシーは厳守します。

## 区市町村相談窓口一覧

※下記には、代表電話番号も含まれています。「配偶者暴力について相談したい」とお申出ください。

名 称	電 話	名 称	電 話	名 称	電 話
夫 妻 男女共同参画センターMIW MIW相談室予約電話	03-5211-8845 03-5211-4316	豊 島 区 子育て支援課 男女平等推進センター	03-3981-2119 03-3980-7830	調 布 市 子育て支援課 男女共同参画推進センター	042-481-7095 042-443-1213
中 央 区 女性センター 子育て支援課	03-5543-0653 03-3546-5350	北 区 男女共同参画センター 生活福祉課	03-3913-0161 03-3908-1142	町 田 市 男女平等推進センター 女性悩みごと相談	042-723-2908 042-721-4842
港 区 家庭相談センター (配偶者暴力相談支援センター) 男女平等参画センター相談室	03-3578-2436 03-3456-5771	荒 川 区 区 役 所 いたばし(あい)ダイヤル	03-3809-2890 03-3802-3111 03-5860-9510	小 金 井 市 女 性 相 談 市 役 所	042-387-9853 042-345-2415 042-341-1211
新 宿 区 DV 専門電話相談 保 護 課	03-3209-1111 (直)03-5803-1216 03-3847-3611 03-5246-1183	板 橋 区 板橋福祉事務所 赤塚福祉事務所 志村福祉事務所	03-3579-2790 03-3579-2322 03-3938-5126 03-3968-8027	日 野 市 男女平等推進センター 女 性 相 談	042-584-2733 042-587-8177 042-393-5111 042-325-0111
台 東 区 男女平等推進プラザ 保 護 課	03-5246-5819 03-5608-1295	練 馬 区 男女共同参画センター 練馬総合福祉事務所 光が丘総合福祉事務所 石神井総合福祉事務所	03-3996-9050 03-5984-4742 03-5997-7714 03-5393-2802	東 村 山 市 市 役 所 男女平等推進センター	042-393-5111 042-325-0111 042-573-4378
墨 田 区 すみだ女性センター	03-5608-1772	大 泉 区 大泉総合福祉事務所 女 性 相 談 D V 電 話 相 談	03-5997-7714 03-5393-2802 03-5905-5263 03-3880-5223 03-3880-5224	国 立 市 福 生 市 狛 江 市	042-576-2111 042-551-1511 03-3430-1111
江 東 区 男女共同参画推進センター-DV相談 保 護 第 1 課 保 護 第 2 課	03-3647-9551 03-3645-3106 03-3637-2707	足 立 区 千 住 中 部 東 部 西 部 北 部	03-3888-3141 03-3880-5880 03-3605-7105 03-3897-5011 03-3883-6800	東 大 和 市 清 瀬 市 武 蔵 村 山 市 多 摩 市 稲 城 市 羽 村 市	042-563-2111 042-492-5111 042-495-7002 042-470-7777 042-565-1111 042-355-2110 042-378-2112 042-555-1111
品 川 区 目黒区こころの悩みなんでも相談	03-5479-4104 03-5721-8572	葛 飾 区 西 生 活 課 東 生 活 課 男女平等推進センター 女 性 セ ン タ ー 子ども家庭支援センター	03-5654-8284 03-3607-2152 03-5698-2211 03-5676-2459 03-3877-2460	あ ぎ る 野 市 東 東 京 市 瑞 穂 町 日 の 出 町 檜 原 町 奥 多 摩 村 西 多 摩 福 祉 事 務 所	042-558-1111 042-439-0075 042-557-5299 042-597-0511 042-598-1011 042-83-2777 0428-22-1165
大 田 区 大森生活福祉課 調布生活福祉課 蒲田生活福祉課 稲谷・羽田生活福祉課	03-5764-0665 03-3326-0791 03-5713-1706 03-3741-6521	江 戸 区 全 市 立 武 蔵 野 市 三 鷹 市 青 梅 市 府 中 市 昭 島 市	03-5432-2848 03-3897-5011 042-620-7443 042-648-2234 042-523-2111 0422-51-5131 0422-45-1151 0428-22-1111 042-351-4602 042-544-5111	大 島 支 庁 三 宅 支 庁 八 丈 支 庁 小 笠 原 支 庁	04992-2-4421 04994-2-1311 04996-2-1112 04998-2-2121
世 田 谷 区 北 沢 玉 川 砧 烏 山	03-5432-2848 03-3323-9906 03-3702-1189 03-3482-5271 03-3326-6155	中 野 区 生活支援分野相談担当 男女共同参画センター 荻 窪 事 務 所 高 円 寺 事 務 所 高 井 戸 事 務 所 男女平等推進センター	03-3228-8927 03-3380-6945 03-3398-9104 03-5306-2611 03-3332-7221 03-3393-4713	杉 並 区 生活支援分野相談担当 男女共同参画センター 荻 窪 事 務 所 高 円 寺 事 務 所 高 井 戸 事 務 所 男女平等推進センター	03-3228-8927 03-3380-6945 03-3398-9104 03-5306-2611 03-3332-7221 03-3393-4713

※窓口時間(原則として)土・日・祝日・年末年始を除く月～金、9時～17時ですが、施設により、異なる場合があります。

